

第4回さいたま市自治基本条例検討委員会

次 第

平成22年6月14日(月)午後6時45分～
さいたま市役所第2別館第1会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 検討の進め方について

(2) 自由討論

テーマ： 「自治」とは何か。

さいたま市の「自治」を担う主体は。

自治基本条例とは。何のために、何を定めるものなのか。

3 その他

4 閉会

【配付資料】

・次第

・席次

資料1 さいたま市自治基本条例検討の進め方(案)

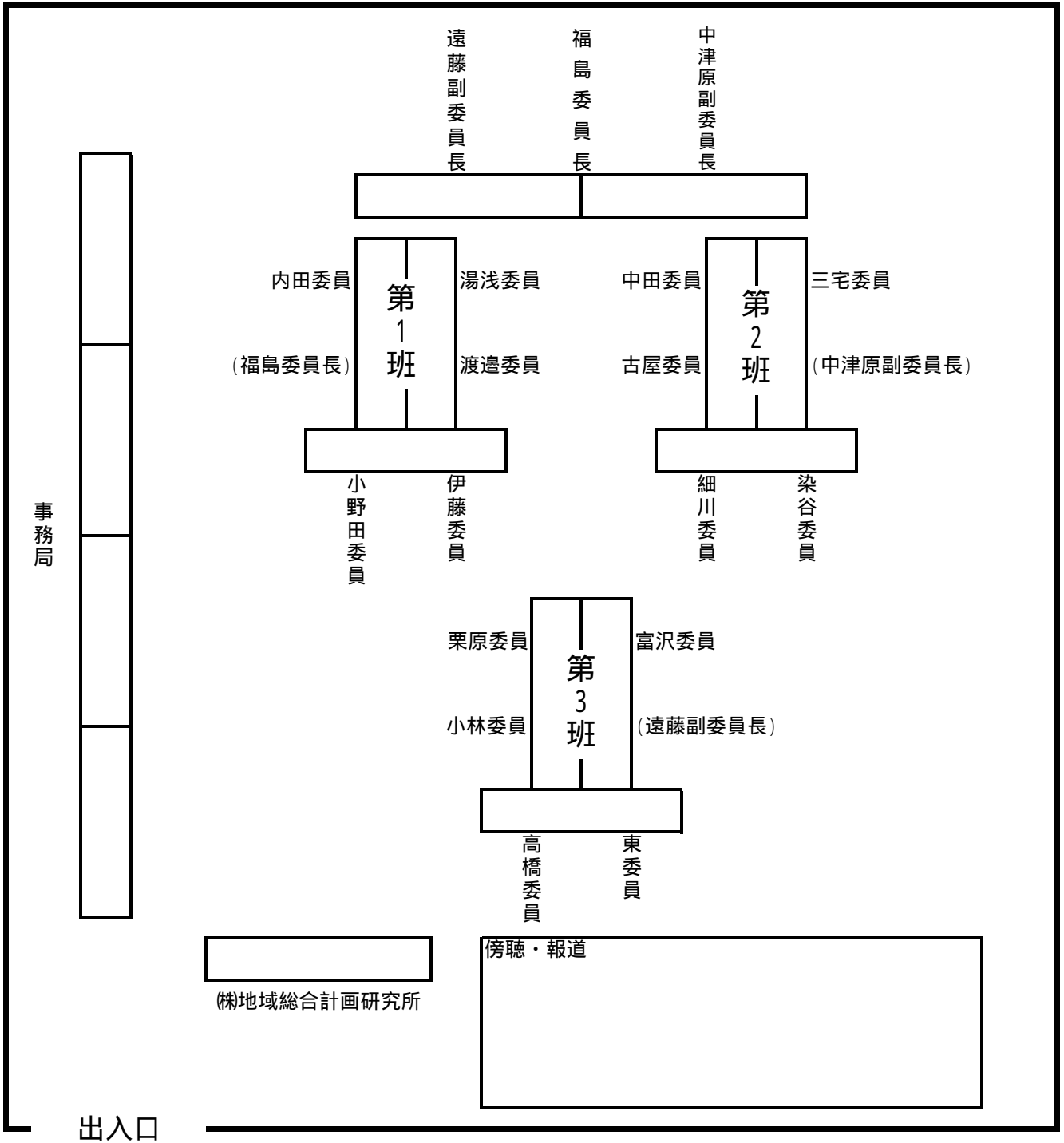
資料2 部会設置に向けた当面の議題設定について(案)

資料3 グループ検討の進め方

参考資料1 他政令指定都市の自治基本条例の比較(規定項目・総則規定)

参考資料2 タウンミーティングにおける主な意見(5月30日北区・西区)

席次



事務局

出入口

(株)地域総合計画研究所

傍聴・報道

部会設置に向けた当面の議題設定について（案）

【前回の自由討論のまとめ】

- ・もっと勉強したいという声が多い。一方で、他市の条例を勉強することに反対意見も。
- ・既存の条例等を整理するためにも所管へのヒアリングや研究が必要。
- ・委員間の共通認識を形成することが大事。
- ・フルセット型の条例にするのか、理念型や住民自治に特化した条例にするのか、議論が必要。
- ・「制限機能」と「構成機能」の両方が必要で、この 2 つの機能に沿って部会を形成していくのが自然ではないか。 など

【当面の議題】

基礎的な事項を学習しながら、委員間の共通認識を形成することに重点を置く。
他市の条例比較ではなく、グループ討論を通じて条例のコンセプトに関する論点を抽出できるようにする。

	議 題	グループ討論のテーマ	ねらい	情報提供（できるだけ事前に）
第 4 回 6/14(月)	1. 検討の進め方 2. グループ討論	「自治」とは何か。	「基本理念」の概念抽出	「自治」の定義に関する資料
		さいたま市の「自治」を担う主体は。	「市民」の定義に係る論点抽出	他市条例の定義規定の比較
		「自治基本条例」とは、何のために、何を定めるものなのか。	制定目的、条例の定義付けに関する共通認識の形成	他市条例の目的規定及び構成（条見出し）の比較
第 5 回 6/28(月)	1. 「構成機能」に関する現状説明（市民参加・協働の取組、関連で情報公開、広聴等） （注）事務局から概要説明のみ 2. グループ討論	「市民が権力をつくる」には、どのような制度や取組が必要か。（自治基本条例が「構成機能」を果たすには、どのようなことを規定したらよいか。）	「構成機能」に関する項目の抽出 条例に盛り込む項目（候補）	制度概要資料
第 6 回 7/12(月)	1. 「制限機能」に関する現状説明（総合計画、個人情報保護、行政手続、行政評価等） （注）事務局から概要説明のみ 2. グループ討論	「市民が権力をしぼる」には、どのような制度や取組が必要か。（自治基本条例が制限機能を果たすには、どのようなことを規定したらよいか。）	「制限機能」に関する項目の抽出 条例に盛り込む項目（候補）	制度概要資料
第 7 回 7/26(月)	グループ討論	条例における「さいたま市らしさ」とは。 条例のコンセプト（ ）	「基本理念」等の項目の抽出 論点の抽出	グループ討論（第 4 回～第 6 回）の結果を踏まえた論点
第 8 回 8/9(月)	1. 条例のコンセプトに関する論点整理 2. 部会の設置について		条例のコンセプト（ ）に関する論点を確認、共有化する。 条例の定義、目的、基本理念、市民の定義、規定する項目など	グループ討論（第 4 回～第 7 回）の結果を踏まえた論点整理

（注）第 5 回及び第 6 回の現状説明は、概要資料を事前提供した上で、事務局が制度の概要説明を行うことに止め、所管課からの説明は行わない。（あくまでグループ討論を通じた項目出しが目的であり、制度の深掘りは部会設置後に適宜行う。）

グループ検討の進め方

グループ検討のテーマ

「自治」とは何か。

さいたま市の「自治」を担う主体は。

自治基本条例とは。何のために、何を定めるものなのか。

各参加者の役割

- ・ 正副委員長：進行役
- ・ 事務局：オブザーバー
- ・ 地域研：進行補佐と板書記録

手順

全員からなるべく多くの意見や考えを聞いて共有するため、ワークショップ形式で行います。

1. 各自、テーマ ~ について意見を付箋紙に記入します。
 - ・ 1枚の付箋紙につき1つの意見。簡単なキーワードだけでも結構です。
2. 付箋紙を模造紙に貼りだしましょう。
 - ・ 類似するもの、関連するもの等を集めて分類します。
3. テーマごとに、意見交換をしましょう。
 - ・ お互いの考えの共通点や相違点を共有しましょう。
4. 最後に、グループの検討結果をまとめましょう。
 - ・ 発表者を決めましょう。

他政令指定都市の自治基本条例の比較（規定項目・総則規定）

	川崎市自治基本条例(H17.4.1 施行)	静岡市自治基本条例(H17.4.1 施行)	札幌市自治基本条例(H19.4.1 施行)	新潟市自治基本条例(H20.2.22 施行)
規定項目	<p>前文</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 位置付け等</p> <p>第3条 定義</p> <p>第4条 基本理念</p> <p>第5条 自治運営の基本原則</p> <p>第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等</p> <p>第1節 市民</p> <p>第6条 市民の権利</p> <p>第7条 市民の責務</p> <p>第8条 事業者の社会的責任</p> <p>第9条 コミュニティの尊重等</p> <p>第2節 議会</p> <p>第10条 議会の設置</p> <p>第11条 議会の権限及び責務</p> <p>第12条 議員の責務</p> <p>第3節 市長等</p> <p>第13条 市長の設置</p> <p>第14条 市長等の権限、責務等</p> <p>第15条 行政運営の基本等</p> <p>第16条 財政運営等</p> <p>第17条 評価</p> <p>第18条 苦情、不服等に対する措置</p> <p>第19条 区及び区役所の設置</p> <p>第20条 区長の設置及び役割</p> <p>第21条 必要な組織の整備等</p> <p>第22条 区民会議</p> <p>第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等</p> <p>第1節 情報共有による自治運営</p> <p>第23条 情報提供</p> <p>第24条 情報公開</p> <p>第25条 個人情報保護</p> <p>第26条 会議公開</p> <p>第27条 情報共有の手法等の整備</p> <p>第2節 参加及び協働による自治運営</p> <p>第28条 多様な参加の機会の整備等</p> <p>第29条 審議会等の市民委員の公募</p> <p>第30条 パブリックコメント手続</p> <p>第31条 住民投票制度</p> <p>第32条 協働推進の施策整備等</p> <p>第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議</p> <p>第33条 自治運営の制度等の在り方についての調査審議</p> <p>第4章 国や他の自治体との関係</p> <p>第34条 国や他の自治体との関係</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 定義</p> <p>第3条 この条例の位置付け</p> <p>第2章 まちづくりの基本理念</p> <p>第4条 市民主体のまちづくり</p> <p>第5条 情報の共有</p> <p>第6条 人と人との連携</p> <p>第7条 人づくり</p> <p>第3章 市民の権利及び義務</p> <p>第8条 まちづくりに関する権利及び義務</p> <p>第9条 情報公開請求権</p> <p>第10条 市政への参画権</p> <p>第4章 市政運営の基本原則</p> <p>第11条 市民と協働して行う市政運営</p> <p>第12条 情報の提供及び会議の公開</p> <p>第13条 個人情報の保護</p> <p>第14条 各行政分野の基本方針等を定める条例の制定</p> <p>第15条 総合計画の策定</p> <p>第16条 国及び他の地方公共団体との関係</p> <p>第5章 市議会の役割及び責務</p> <p>第17条 市議会の役割及び責務</p> <p>第18条 市議会議員の役割及び責務</p> <p>第6章 市の執行機関の役割及び責務</p> <p>第19条 市長の役割及び責務</p> <p>第20条 職員の責務</p> <p>第21条 市民意見の聴取</p> <p>第22条 市民からの提案等</p> <p>第23条 説明責任</p> <p>第24条 行政評価</p> <p>第7章 住民投票</p> <p>第25条 住民投票の実施</p> <p>第26条 住民投票の請求及び市議会への付議</p> <p>第8章 静岡市市民自治推進審議会</p> <p>第27条 静岡市市民自治推進審議会の設置</p> <p>第9章 雑則</p> <p>第28条 この条例の見直し</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 定義</p> <p>第3条 この条例の位置付け</p> <p>第4条 基本理念</p> <p>第5条 まちづくりの基本原則</p> <p>第2章 市民</p> <p>第1節 市民の権利</p> <p>第6条 まちづくりに参加する権利</p> <p>第7条 市政の情報を知る権利</p> <p>第2節 市民の責務</p> <p>第8条 市民の責務</p> <p>第9条 事業者の責務</p> <p>第3章 議会及び議員</p> <p>第10条 議会の役割及び責務</p> <p>第11条 市民に開かれた議会</p> <p>第12条 議員の役割及び責務</p> <p>第4章 市長及び職員</p> <p>第13条 市長の役割及び責務</p> <p>第14条 職員の責務</p> <p>第15条 職員の育成</p> <p>第5章 行政運営の基本</p> <p>第16条 行政運営の基本</p> <p>第17条 総合計画等</p> <p>第18条 財政運営</p> <p>第19条 行政評価</p> <p>第20条 公正で信頼の置ける行政運営の確保</p> <p>第6章 基本原則によるまちづくりの推進</p> <p>第1節 市民参加の推進</p> <p>第21条 市政への市民参加の推進</p> <p>第22条 住民投票</p> <p>第23条 市民によるまちづくり活動の促進</p> <p>第24条 青少年や子どものまちづくりへの参加</p> <p>第2節 情報共有の推進</p> <p>第25条 情報公開</p> <p>第26条 情報提供</p> <p>第27条 個人情報の保護</p> <p>第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進</p> <p>第28条 まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり</p> <p>第29条 区におけるまちづくり</p> <p>第7章 他の自治体等との連携・協力</p> <p>第30条 他の自治体等との連携・協力</p> <p>第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し</p> <p>第31条 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価</p> <p>第32条 この条例の見直し</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 定義</p> <p>第3条 条例の位置付け</p> <p>第4条 自治の基本理念</p> <p>第5条 自治の基本原則</p> <p>第2章 各主体の責務等</p> <p>第1節 市民</p> <p>第6条 市民の権利及び責務</p> <p>第7条 法人等の社会的責任</p> <p>第2節 議会</p> <p>第8条 議会の役割及び責務</p> <p>第9条 市民に開かれた議会</p> <p>第10条 議員の役割及び責務</p> <p>第3節 市長等</p> <p>第11条 市長の役割及び責務等</p> <p>第12条 職員の責務</p> <p>第3章 市政運営</p> <p>第1節 市政運営の基本原則</p> <p>第13条 市政運営</p> <p>第14条 財政運営</p> <p>第2節 参画及び協働の仕組み</p> <p>第15条 情報の公開等</p> <p>第16条 附属機関等の委員の公募</p> <p>第17条 市民意見の提出</p> <p>第18条 住民投票</p> <p>第19条 協働の推進</p> <p>第3節 信頼性、公正性及び効率性の確保の仕組み</p> <p>第20条 法令遵守及び倫理の保持</p> <p>第21条 適正な行政手続の確保</p> <p>第22条 市民の権利利益の保護</p> <p>第23条 行政評価等</p> <p>第24条 外部監査</p> <p>第4章 区における市民自治</p> <p>第1節 区における行政運営</p> <p>第25条 区における行政運営</p> <p>第2節 地域における協働の推進</p> <p>第26条 地域住民及び地域コミュニティの役割</p> <p>第27条 市の役割</p> <p>第28条 区自治協議会の役割</p> <p>第5章 国及び他の地方公共団体等との協力</p> <p>第29条 国及び他の地方公共団体等との協力</p>

	川崎市自治基本条例	静岡市自治基本条例	札幌市自治基本条例	新潟市自治基本条例
前文(抜粋)	<p>私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に立って、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。</p> <p>こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。</p>	<p>地域のことは、地域で考え、地域で実行するという地域主権の精神に基づき、<u>私たちが自ら考え、自らの責任の下に自ら行動して、この地域の個性や財産を生かした市民自治によるまちづくりを行うことが必要です。</u></p> <p>そこで、主権者である私たちは、まちづくりの主体であることを強く自覚し、自立した市民として、<u>私たち自身で、又は私たちが信託した市議会と市の執行機関と協働して、私たちとこのまちを共に成長させながら、世界に誇れる自立した静岡市を創造することを誓い、ここに静岡市のまちづくりにおける最高規範として、この条例を制定します。</u></p>	<p>自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、<u>大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。</u></p> <p>そこで、<u>私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。</u></p>	<p>私たちは、<u>地域のことは自らが考え、自らが行動するという、分権型の政令指定都市をつくります。</u>そこでは、<u>市民が主体的にまちづくりに参画し、互助と協働の輪を広げて、安心して暮らせる社会、持続可能な市民自治の仕組みを自らの力でつくり上げていきます。</u>これが、私たちのつくり出すまち、新潟。</p> <p>かつてないまちをつくるため、私たちは、培われてきた地域の絆きずなを大切に、市全体の一体感を保ちながら、<u>地域の独自性や地域コミュニティの自立性を尊重した自治を推進し、それぞれの役割を果たします。</u></p> <p>このような考えの下、市民自治の基本となる条例として、ここに新潟市自治基本条例を制定します。私たちの愛するまち、新潟を、未来へとつなげていくために。</p>
目的(第1条)	<p>この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」といいます。))の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、<u>市民自治を確立することを目的とします。</u></p>	<p>この条例は、静岡市のまちづくりの基本理念及び市政運営の基本原則を明らかにするとともに、まちづくりに関する市民の権利及び義務並びに市議会及び市の執行機関の役割及び責務を定めることにより、<u>市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。</u></p>	<p>この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関(以下「市長等」という。))の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、<u>市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。</u></p>	<p>この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を示すとともに、市民の権利及び責務並びに市議会(以下「議会」といいます。))及び市長等の役割及び責務を明らかにし、市政運営の諸原則を定めることにより<u>市民自治の確立を図ることを目的と</u>します。</p>
「市民」の定義	<p>本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。</p>	<p>市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。</p>	<p>市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。</p>	<p>ア 市内に住所を有する者 イ 市内で働き、又は学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者及び団体</p>

【参考】他の「市民」等の定義

さいたま市市民活動及び協働の推進条例

市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

流山市自治基本条例

- (1)市民 本市の住民基本台帳に記録され又は外国人登録原票に記載されている者をいいます。
- (2)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO 及び事業者をいいます。

豊島区自治の推進に関する基本条例

- (1)住民 豊島区の区域内(以下「区内」という。)に住む人をいう。
- (2)区民 前号に掲げるもの又は区内で働く人若しくは学ぶ人をいう。
- (3)事業者等 区内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。

	川崎市自治基本条例	静岡市自治基本条例	札幌市自治基本条例	新潟市自治基本条例
基本理念・基本原則	<p>(基本理念)</p> <p>第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。</p> <p>(1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。</p> <p>(2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。</p> <p>(3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。</p> <p>(自治運営の基本原則)</p> <p>第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。</p> <p>(1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。</p> <p>(2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。</p> <p>(3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。</p> <p>2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。</p>	<p>第2章 まちづくりの基本理念</p> <p>(市民主体のまちづくり)</p> <p>第4条 まちづくりの主体である市民は、自主的に、又は市と協働して、静岡市の現在及び未来に責任を負うことのできるまちづくりを行うものとする。</p> <p>2 市民は、積極的にまちづくりに参画し、まちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>(情報の共有)</p> <p>第5条 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、それぞれが保有するまちづくりに関する情報を共有するものとする。</p> <p>(人と人との連携)</p> <p>第6条 市民及び市は、人と人との相互のつながりを大切にするのがまちづくりにとって重要であるとの認識の下に、まちづくりを行うものとする。</p> <p>2 市民及び市は、まちづくりに関する情報を広く国内はもとより海外にも発信するとともに、広範な範囲の人々の知恵、意見等を積極的に取り入れ、まちづくりを行うものとする。</p> <p>3 市民及び市は、世界中の様々な人々や文化が共存共生し、新たな価値を生み出すまちづくりを行うものとする。</p> <p>(人づくり)</p> <p>第7条 市民及び市は、市民主体のまちづくりを推進するため、市民の自立性をはぐくむ環境を積極的に整備するものとする。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。</p> <p>2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。</p> <p>3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。</p> <p>(まちづくりの基本原則)</p> <p>第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。</p> <p>2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。</p> <p>3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。</p>	<p>(自治の基本理念)</p> <p>第4条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により市民自治の確立を目指すものとします。</p> <p>(1) 個人の尊厳及び自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市民主体の市政を推進すること。</p> <p>(2) 地域の特性及び独自性を尊重した地域自治を推進すること。</p> <p>(自治の基本原則)</p> <p>第5条 市民及び市は、それぞれの果たすべき役割及び責任を担い、自らを律し、並びに自主的かつ自立的に行動するとともに、次に掲げる基本原則により自治運営を行うものとします。</p> <p>(1) 市政に関する情報を共有すること。</p> <p>(2) 市民の参画の下で市政の運営を行うこと。</p> <p>(3) 協働して公共的課題の解決に当たること。</p>

[参考]

流山市自治基本条例

第2章 基本理念等

(基本理念)

第4条 この条例の目的を達成するため、次に掲げることを基本理念とします。

- (1) 市民は、自治の主体であり、主権は市民にあります。
- (2) 市民等、市及び議会は、基本的人権を最大限に尊重しなければなりません。
- (3) 市及び議会は、市民の信託に誠実に応じなければなりません。
- (4) 市及び議会は、市民等の知る権利を保障し、積極的に情報提供を行うとともに、十分な説明責任を果たさなければなりません。
- (5) 市及び議会は、市民等が市政に参加できるよう、参加の制度を整備し、その機会を多様に保障しなければなりません。
- (6) 市民等、市及び議会は、協働によるまちづくりを推進していくものとします。

(目指すまちの姿)

第5条 市民等、市及び議会は協働し、流山市民憲章の精神を尊重し、次に掲げるまちの実現に努めるものとします。

- (1) 地域の生態系の保全と景観に配慮したまち
- (2) 緑を大切にし、地球温暖化対策に取り組むまち
- (3) 恒久平和を希求し、安心と安全を実感できるまち

- (4) 市民等が理解と尊敬をもって、互いに助け合えるまち
- (5) 学校、家庭、地域が連携し、教育環境が充実したまち
- (6) 生涯にわたって学ぶことができるまち
- (7) 歴史や伝統を尊重し、市民文化が創造されるまち
- (8) 子どもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長できるまち
- (9) 健康で楽しく、いきいきと暮らすことができるまち
- (10) 高齢者や障害者が暮らしやすいまち
- (11) 地域の産業を興し、地域に活力を与え、働く喜びを持てるまち
- (12) 男女共同参画社会が形成されたまち
- (13) 多様な文化を持つ人々が、快適に安心して住めるまち

(地域コミュニティ)

第6条 市民並びに市内で働く者及び就学する者は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団(以下「地域コミュニティ」という。)が市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にこれに加入し、その活動に関わるように努めるものとします。

- 2 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ連携し、協力し、市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとします。
- 3 市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めなければなりません。

タウンミーティングにおける主な意見（5月30日・西区）

< 自治基本条例に対する期待 >

住民の自治意識や帰属意識は決して高いとは言えない状況下で、住民自治の意識をつくり出していくには、相当なエネルギーが必要だと思う。強烈な概念が条例の中に精神として織り込まれ、それによって、住民の参加意識が向上することを期待したい。

自治基本条例の制定に当たっては、いかに「さいたまらしさ」というものを織り込むかというのが1つのポイントになると思う。

< 自治基本条例の性格等に関する意見 >

自治基本条例とは何かが目に見えないことが問題。市民の立場でこの条例をどのように理解し、運用して、どのような結果を出していくのか、もう少し分かりやすくしてもらいたい。自治基本条例とは何か、ということから始めてもらいたい。

まちをつくるということは、住んでいるすべての人たちにかかわってくるのであって、だれの責任でもない。お互いにやっていくなれば、お互いにやっている土俵を同じくするという意味の条例ということであるならば、その辺は明快にしてほしい。

< 自治のあり方や条例に盛り込む内容に関する意見 >

市長の考えや市議会での議論の内容を知る機会が少ない現在の状態では、市民が市政にかかわっているという実感がわからない。一方通行の報告ではなく、双方向、参加型の市政となるよう、検討してほしい。

幾つかの自治体の基本条例を見る限り、「市民」の定義を大きくとらえていて、住民並びに在勤務、通勤者あるいは在学者、さらに事業者というものを市民としていながら、重要事項に関しては住民投票をするとあるが、この住民の定義がないということが気になった。よその住民であっても、市民として投票権を与えるのであれば、二重市民権のような形で、外国人の地方参政権といったような発想になる危険があるという気がした。そこは、できたら、ちゃんとしてほしい。

自治意識は未成熟であり、行政の施策立案や住民の合意形成能力が未熟そのものなので、それを具体的な政策課題の中に盛り込んだ形で、工面すべきではないか。

自治基本条例では、各地域の保全すべき環境を明確にし、土地利用の規制と抑制の条例化を実現してほしい。

< 区のあり方や区民会議に関する意見 >

市から区への権限移譲が必要ではないか。

区によって問題は違ってくると思う。例えば、7人ぐらいを区長が選んで、区政について少人数で市民目線のところから考えて意見を言う委員会をつくってはどうか。

今は、区民会議の立場が明快ではない。この基本条例の中で、どこまでやるのか定義づけておかないと、区によって全然違った動きをすることになるのではないかと。市民の立場での会議と定義付けるならば、市民の立場の意見を実施できる場を裏づけとしてつくってほしい。それが条例の1つになるのであれば、非常にありがたい。

市民の立場に立った区民会議のあり方とか、区政のあり方とかを条例の中できちっと定義して、お互いに、こういう立場で仕事をしているんだということを理解できるような内容のものにしてほしい。

区民会議について、権限のない会議をつくって何かしようとするのだと、ちょっと分かりにくい、区民の意見が十分に反映されたものになるか、疑問に思っている。

< その他 >

新しい施策の監視がしっかりされていない。行政には相当シビアに監視していく責任があるのではないかと。

行政改革と職員の意識改革をぜひ進めてもらいたい。

行政の中で一番の弊害というのは、縦割り行政だと思っている。

タウンミーティングにおける主な意見（5月30日・北区）

< 自治基本条例に対する期待 >

市民参加の視点を重視し、情報公開、市民との協働のまちづくり、市民の権利保障を大切に、創造的、文化的で開かれた新しい自治の骨格となる条例を期待する。一例として、住民投票の活用も検討してほしい。

行政、議会、市民が三権分立になっていけるような形を創出できる条例にしてもらいたい。市民が参加できて、役割を持つ反面、市政に責任を持たなければいけないという体制づくりのもととなるような自治基本条例制定であれば、大いに期待したい。市民参加という項目は必須ではないか。

思いやりとか優しさの入ったさいたま市らしい条例を希望したい。他市にないクリエイティブな条例をぜひつくってほしい。

まちづくりのいろいろな課題を支える条例にしてほしい。条例づくりには、ぜひもっとじっくり聞いて、じっくり時間をかけてつくってもらいたい。

< 自治基本条例の性格等に関する意見 >

自治基本条例制定に向けて、大変立派な基本理念だと思うが、それが具体的な取り組みとしてあらわれてこないことには、意味がないと思う。

市民が理解できて、かつ実行ができる内容の基本条例でないと、あまり意味がないと思う。

< 自治のあり方や条例に盛り込む内容に関する意見 >

自治の担い手として、市民、行政、議員各々が意識改革を進め、新しい役割を担う能力を身に付けることが必要。そのために、市民自治、市民力、地域力を大切にする新しい価値観を持った人材の発掘、育成が必要。一例として、区民会議委員経験者の活用を提案する。

市民自治を推進するのに大事な市民参画、協働、新しい公共、住民投票などについても、その理念とかルールを明確に明文化してほしい。

市民活動やNPO活動、ボランティアの位置づけも明示してほしい。

市民自治意識を育てるために、公民館のあり方も考えてほしい。

< 区のあり方や区民会議に関する意見 >

区民会議の存在に光を当て、権限や権能を付与。その提言を尊重し、その実現に努めてほしい。

大きな視野から見た市のまちづくりと同時に、下からの盛り上がりとしての区のまちづくりというものがあると思うので、そういう観点から、自治基本条例の中に、区の位置づけをきちっと入れてもらいたい。

区のあり方だけではなくて、区役所に分散されている事務を統廃合することによって効率が上がるとか、利便性が整うということであれば、分割損が出ないような方策でやったほうがいいのではないかな。

< その他 >

提出された意見に対して、必ず行政側の考え方や市政への反映状況を公表してもらいたい。

中間報告とか一般討論など、公開で開催してほしい。

条例の効果を上げる後押しとして、オンブズマン制度もあっていいのではないかな。

ネット動画中継を各審議会等に取り入れて、市のホームページ等で常時視聴できないかな。

自治会で抱えている問題は地域によって違う面もあるので、市長の時間を割いて、意見を聞く場をつくってもらいたい。